



熊本県公報

第13317号
令和6年(2024年)
3月26日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (会計課) 1
- 熊本県景観計画の変更…………… (都市計画課) 2
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出す
る物件に係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正………… (//) 2
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第4の規定により第三種
禁止地域に係る知事が別に定める基準…………… (//) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (//) 4
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (//) 4
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の更新…………… (高齢者支援課) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の区域変更…………… (//) 7
- 道路の供用開始…………… (//) 7
- 道路の供用開始…………… (//) 7
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 8
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 8
- くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可
能量の変更…………… (水産振興課) 8
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 9
- 熊本県立大津支援学校仮設校舎賃貸借業務に係る一般競争入
札の落札者の決定…………… (施設課) 10
- 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する
規則…………… (学校人事課) 10
- 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 10
- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 11
- 熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する
規程…………… (病院局総務経営課) 11
- 熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程…………… (//) 12
- 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規
則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 12
- 熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 12

告 示

熊本県告示第377号

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和6年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県指定金融機関事務取扱要領(昭和60年熊本県告示第271号の10)の一部を
次のように改正する。
第31条第2項を次のように改める。

2 総括店は、会計管理者から県外（外国を除く。）の隔地払に係る送金依頼書の交付を受けたときは、郵便貯金銀行の営業所並びに日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局（昭和24年法律第213号）第7条第1項に規定する簡易郵便局（いずれも日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する銀行窓口業務を行うものに限る。）を払渡場所とする振替事務により、速やかに送金の手続をしなければならない。

附 則
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県告示第378号

熊本県景観計画（平成20年1月18日熊本県告示第36号）を変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 効力の発生する日
令和6年（2024年）3月26日
- 2 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第379号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改正し、令和6年（2024年）3月26日から施行する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

4項の表中「但し」を「ただし」に改め、同表22の14の項の次に次のように加える。

22の15	県道大津植木線	第3種禁止地域	国道325号との交点（大津町室地内）	県道大津西合志線との交点（合志市福原地内）	路端から100メートル以内	大津町 菊陽町 合志市
22の16	県道大津西合志線	第3種禁止地域	県道大津植木線との交点（合志市福原地内）	合志市福原字宮ノ上1763番1地先（合志市福原地内）	路端から100メートル以内	合志市 菊陽町

熊本県告示第380号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第4の規定により、第三種禁止地域に係る知事が別に定める基準を次のように定め、令和6年（2024年）3月26日から施行する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

対象区域	条例第6条第4項第1号（自家用広告物）に関する基準
令和6年（2024年）3月26日告示第379号で知事が指定した区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画を策定した区域において、熊本県・景観屋外広告物審議会の議を経たものについては、1事業所等につき100平方メートル以内とする。

熊本県告示第381号

平成24年（2012年）4月3日熊本県告示第546号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
前原・落水	熊本市北区龍田陳内4丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第382号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
前原・落水	熊本市北区龍田陳内4丁目 熊本市北区龍田1丁目	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第383号

平成27年（2015年）1月20日熊本県告示第47号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
杉の下川	美里町坂本	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第384号

平成26年（2014年）2月4日熊本県告示第79号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

五老ヶ谷	美里町安部	別図のとおり	土石流	別図のとおり
------	-------	--------	-----	--------

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第385号

平成21年(2009年)3月31日熊本県告示第302号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小松	宇土市長浜町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第386号

平成27年(2015年)3月20日熊本県告示第266号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桑野1-1	美里町甲佐平	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉の下川	美里町坂本	別図1のとおり	土石流
五老ヶ谷	美里町安部	別図2のとおり	土石流

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小松	宇土市長浜町 宇土市上網田町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
桑野1-1	美里町甲佐平	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今泉川第一	八代市坂本町西部ろ	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
袈裟堂川第六	八代市坂本町西部い 八代市坂本町西部は	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
袈裟堂川第五	八代市坂本町西部い	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
袈裟堂川	八代市坂本町西部い	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
西ノ口川	八代市坂本町深水い 八代市坂本町深水ろ	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
大久保川	八代市坂本町深水い 八代市坂本町深水ろ	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
源八川	八代市坂本町深水い	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
岳川第二	八代市坂本町深水い 八代市坂本町深水ろ	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
岳川第三	八代市坂本町深水い	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり

桑鶴川	八代市坂本町深木い 八代市坂本町深木ろ	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
今泉A	八代市坂本町西部ろ	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
今泉B	八代市坂本町西部ろ	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
今泉C	八代市坂本町西部ろ	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上今泉	八代市坂本町西部ろ	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
袈裟堂B	八代市坂本町西部い 八代市坂本町西部は	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
原女木A	八代市坂本町西部ろ	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
川口C	八代市坂本町西部は	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下深木B	八代市坂本町深木い	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
平野E	八代市坂本町深木い	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
瀬高D	八代市坂本町中谷は	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

(別図1から別図20までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第390号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録更新をしたので、同法附則第24条の規定により公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録更新年月日
株式会社プレゼンス・メディカル	熊本市中央区下通1丁目3-8	令和6年（2024年）3月29日

熊本県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字東原 2585番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字田坪 5113番5地先まで	前	8.8 ～ 55.0	5,241.7	旧道移管
				5.2 ～ 47.0		

		阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字 銭瓶 5370番4地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字下野字 銭瓶原 48番1地先まで		5.4 ～ 55.0	5,458.8
				後	8.8 ～ 55.0
			前	9.3 ～ 50.3	2,335.6
				7.5 ～ 40.2	2,322.7
			後	9.3 ～ 50.3	2,335.6

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月26日

熊本県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町手野字三竹寺 483番3地先から 阿蘇市一の宮町手野字中園 1643番1地先まで	前	10.8 ～ 21.8	286.3	旧道移管
				4.8 ～ 33.6	194.3	
			後	10.8 ～ 21.8	286.3	

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)3月26日

熊本県告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原字上鶴 721番9地先から 同所 710番1地先まで	154.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)3月26日

熊本県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年（2024年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	水俣市大迫字要迫 4107番3地先から 同所 4107番3地先まで	40.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和6年（2024年）3月26日

熊本県告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字下ノ迫938番、939番、942番、943番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ迫939番・942番・943番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第396号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの 種類
社会福祉法人 代医会 八代郡氷川町早 尾132番地	特別養護老人ホ ーム 早尾園 八代郡氷川町早 尾132番地	431100051	令和6年（20 24年）3月1 5日	介護老人福 祉施設

熊本県告示第397号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和6管理年度（令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

くろまぐろに関する令和6管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区

分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	6.5トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 7.2トン
第2 くろまぐろ(大型魚)

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	5.6トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 6.2トン

公 告

熊本県公告第172号

上益城郡甲佐町に事務所を置く船津土地改良区理事長松本茂から令和6年(2024年)1月16日付けで申請のあった定款の変更については、令和6年(2024年)3月15日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4642番12及び同4642番13
307.97平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池市西寺1766番地1
NPO法人チャイルドサポートきくち

熊本県公告第174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山二丁目3190番96の一部、同3190番1024、同3190番1116、同3190番1169、同3190番1191、同3225番16及び同3225番18
4,889.90平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町新山二丁目8番23号
医療法人菊陽会

熊本県公告第175号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡山都町下市宇山中谷281番4、同282番1、同282番4、同283番1、同283番2、同284番1、同285番、同286番1、同286番2、同又286番、同287番1、同288番1、同289番1、同306番1、同307番1の一部、同308番1の一部、同千滝字風ノ木258番・259番合併、同260番、同261番、同262番、同264番、同268番2の一部、同271番、同272番の一部、同273番、同274番、同276番1の一部、同280番1、同280番2、同282番、同283番、同284番、同285番、同又285番1の一部、同286番の一部及び同292番1の一部

- 1 工区-2 20,931.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山都町

登載依頼

熊本県教育委員会公告第19号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）3月26日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県立大津支援学校仮設校舎賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局施設課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年（2024年）2月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
大和リース株式会社熊本支店
熊本市中央区南熊本五丁目1番1号
- 5 落札金額
34,234,200円（うち消費税及び地方消費税の額3,112,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）1月16日

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

熊本県教育長 白石伸一

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立学校職員の職の設置に関する規則（昭和45年熊本県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1役付職員の欄中「船長」の次に「機関長」を加え、同表備考中「、機関長」を削る。

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

熊本県人事委員会委員長 出田孝一

熊本県人事委員会規則第9号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

職業訓練指導員	研究員（産業技術分野に係る機械、金属、電気、電子、化学及びデザイン並びに農林水産加工分野に係る化学）
航空整備士	鑑識技師
学芸員	医師
機関士	歯科医師
通信士	獣医師
甲板員	薬剤師
機関員	理学療法士
司厨業務に従事する者	作業療法士
障がい者のための一般事務、警察事務及び教育事務	

警察官 A (武道指導)	言語聴覚士
警察官 B (武道指導)	義肢装具士
警察官 A (サイバー)	法第57条に規定する単純な労務に雇用
警察官 B (サイバー)	される者をもって充てる職
警察行政 (情報管理専門)	
警察事務 (情報管理専門)	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第2号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和6年(2024年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程(昭和39年熊本県電気事業管理規程第2号)の一部を次のよう
に改正する。

- 第52条に次の1項を加える。
- 3 総務経営課長は、用品要求書を提出した各課長及び出先機関の所長に対し、前項の物
品の調達に必要な書類等を提出させることができる。
- 第53条の2中「検収した物品に用品交付書(別記第35号様式その3)を添えて、」
を「検収した物品を、」に改める。
- 第54条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。
- 第57条中第2項を削り、第3項を第2項とする。
- 第72条第1項中「減価償却は、定額法により行ない、その整理は、有形固定資産は間
接法により無形固定資産は直接法により行なうものとする。」を「減価償却は、定額法に
より取得の翌年度から行い、その整理は、有形固定資産は間接法により、無形固定資産は
直接法により行う。」に改め、同条第2項中「前項に規定する減価償却は、固定資産を当
該勘定に計上した月から開始するものとする。」を「事業年度の中途において除却又は譲
渡した固定資産については、当該事業年度分の減価償却は行わない。」に改める。

別表第2中

投資その他の資産	長期投資	企業局	投資有価証券	株式	
				社債	
				電信電話債券	
				電話公債	
				国債	
				地方債	

を

投資その他の資産	長期投資	企業局	投資有価証券	株式	
				社債	
				電信電話債券	
				電話公債	
				国債	
				地方債	
				地方公共団体金融機構債	
				その他有価証券	

に改める。
別記第35号様式その3及び別記第35号様式その4を次のように改める。
別記第35号様式その3及び別記第35号様式その4 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第72条第1項及び第2項の規
定は、令和5年4月1日以後取得した固定資産について適用する。

熊本県病院局管理規程第1号

熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県病院事業管理者 竹内信義

熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程
熊本県病院局職員の職の設置に関する規程(平成20年熊本県病院局管理規程第4号)
の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

- 総院長
- 首席審議員
- 総務経営課長
- 院長
- 副院長
- 審議員
- 診療部長
- 看護部長
- 診療副部長
- 看護副部長
- 課長補佐
- 主幹
- 医長
- 看護師長
- 室長
- 科長
- 参事
- 局付

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第2号

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年(2024年)3月26日

熊本県病院事業管理者 竹内信義

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程
熊本県病院局組織規程(平成20年熊本県病院局管理規程第2号)の一部を次のように
改正する。

第4条第6項中「医長」の次に「、室長」を加え、「薬局長」を「科長」に改める。

第5条第7項中「医長」の次に「、室長」を加え、「薬局長」を「科長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

熊本県教育長 白石伸一

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを「(夜間定時制等勤務手当)」に改め、同条中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改め、「定時制課程」の次に「又は夜間学級(中学校において夜間に授業を行うものをいう。)」を加える。

第5条中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公営企業管理規程第3号

熊本県企業局職員被服類貸与規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局職員被服類貸与規程（昭和29年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部
 を次のように改正する。
 別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条第2項、第9条関係）

発電総合管理所又は都呂々ダム管理事務所に勤務する職員に貸与する被服類

被貸与者	貸与被服類		使用期間
	品名	数量	
所長	作業服（上下）	1着	1年
	開きんシャツ（半袖又は長袖から選択）	1着	1年
	作業帽	1個	2年
	作業靴	1足	1年
	防寒着	1着	5年
	空調服	1着	3年
	ヘルメット	1個	3年
	ゴム長靴	1足	5年
	雨ガッパ	1着	5年
技術職員	作業服（上下）	2着	1年
	開きんシャツ（半袖又は長袖から選択）	2着	1年
	作業帽	1個	1年
	作業靴	2足	1年
	防寒着	1着	5年
	空調服	1着	3年
	ヘルメット	1個	3年
	ゴム長靴	1足	5年
	雨ガッパ	1着	5年

別表第2備考第1中「防寒着」の次に「及び空調服」を加え、同表備考第2を同表備考第3に改め、同表の備考第1の次に次のように加える。

2 空調服に使用するファン及びバッテリーは別途必要数を確保し、各所属において管理するものとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条第2項、第9条関係）

本庁に勤務する職員に貸与する被服類

被貸与者	貸与被服類		使用期間
	品名	数量	
工務課の技術職員、総務経営課の補償及び財産管理担当職員	作業服（上下）	1着	2年
	作業帽	1個	2年
	作業靴	1足	2年
	防寒着	1着	5年
	空調服	1着	3年
	ゴム長靴	1足	5年
	雨ガッパ	1着	5年

別表第3に備考として次のように加える。

備考

空調服に使用するファン及びバッテリーは別途必要数を確保し、各所属において管理するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。